

I. 論考・提言編

2. 金融サービス市場法規制等市場システム高度化への展望

犬飼重仁

【市場環境の変化】

市場環境がめまぐるしく変わっています。情報化、グローバル化がどのように我が国の金融資本市場に影響してくるのか。そして、我が国の金融資本市場改革の大前提として、何を、またどこを、どんなふうに変える必要があるのか。いろいろと議論がありますが、どうもいけばん最初のところの段階で混乱があるように思えてなりません。したがって、私の理解で、まず何を考えなければいけないのかというところを、もう一度整理しておきたいと思います。

【理念（プリンシプル）の重要性とスタンダード・セッティングの戦略性】

先日、EUの大使の方からお聞きしたのですが、「EUはまさに、スタンダード（標準）のセッティングで生きていこうと思います。スタンダード・セッティングでリーダーシップをとることが我々の戦略です」というお話をしておられました。それはまさしくプリンシプルとスタンダードで、欧州が世界を席卷しようという表れではないかと思います。

私の認識では、プリンシプルとスタンダードというのは、いわばコインの裏表のようなものであると思います。

そのプリンシプルというのは、最近、佐藤金融庁長官がプリンシプル・ベース・アプローチということをおっしゃったので、金融にかかわるプリンシプルが有名になりましたけれども、

なにも金融だけの話ではなくて、非常に大きい流れがヨーロッパ発で出てきているということを考えなければいけないのではないかと思います。

【提言内容のご説明】

日本版金融サービス市場法制の グランドデザイン 《2005年に提言》

日本版金融サービス市場法規制システム構想は、

- (1) 明確な理念（プリンシプル）の上に、
 - (2-1) 法令そのものの構想のみならず、
 - (2-2) 規制監督機関自体のあり方、
 - (3) 金融ADR（裁判外紛争解決機関）のあり方、
 - (4) 法規制体系のコストと効果への配慮、
- などまで、セットで包括的に必要となる、広義の有機的システムとしての法規制システム体系のグランドデザインを提言。

提言－1. 市場法制の理念の提示

1. プリンシプル（理念）重視
2. 公正競争促進へ、業法の理念の根本的転換
3. 柔構造のシステムとしての包括的・横断的市場法制の確立
4. 本来的市場機能（インテグリティ）重視（本来の市場らしさ・一体性・市場に本来備わるべき信頼性、高潔性・首尾一貫性、市場の品格）

包括性 = タテの統合 / 横断性 = ヨコの統合
《Firm on principles, flexible on process》

NIRAと早稲田COEとの共同で2005年に行った提言の1は、市場法制の理念の提示、プリシプル重視ということでした。そして柔構造のシステムとしての包括的・横断的な市場法制の確立が必要であると言ったわけです。

これは、法律の数が分かれているので、個別の法律だけを変えればいいということではなく、理念として、より包括的、横断的な法規制制度システム、その他の市場関連の制度インフラが、バランス良く、首尾一貫性のある（インテグリティ（integrity）のある）ものとして、必要だという意味です。

インテグリティという言葉はわかりにくいかもしれませんが、本来の市場らしさ、一体性、市場に本来備わるべき信頼性、高潔性、首尾一貫性、あるいは品位ということで、何が適正な翻訳の言葉なのか、私にはまだよくわかりませんが、市場を成り立たせるための根本的なプリンシプルとしてのインテグリティがきわめて大事であり、これは、イギリスだけではなく、ヨーロッパ全体のEUの根本精神を表すような言葉になっているのではないかと思います。

インテグリティは、“a person of high integrity”（すぐれて誠実、高潔な人物）という言葉が示すように、本来、道徳原則における個人の高潔さと強固さの質の高さを意味する言葉であるが、日本語では、完全性・一体性・統合性・高潔性・誠実さなどと訳され、定まった訳語がまだない。

結局、インテグリティとは「本来そのものに備わるべき質や高潔性」を意味する。ここでは業者自身のインテグリティを問題としているが、敷衍すれば、市場自体にもこの概念が適用される。つまり、単に競争を激化させるのではなく「市場を本来あるべき水準の質に保つことによって、バイタ

リティーと柔軟性を備えた本来の市場の機能を十分に発揮させ、価格決定メカニズムによる価格調整が適切に働いてより最適な資源配分が図られる、そういう信頼に足る高質で高潔な市場」の内実がインテグリティの概念に込められているといえよう。

単行本「金融サービス市場法制のグランドデザイン」P.192大飼論文よりの抜粋

いま必要とされているのは、

(1)個人を含む各市場参加者の厚生と本来市場に備わるべき市場機能とを損なうさまざまな不正に根底から効果的に対処でき、かつ、(2)市場システムの活力を引き出し、わが国の金融機関・金融サービス業者および事業会社をはじめとするプロの市場参加者が市場で高度な技術を磨き競争力を増すことに資す、そして、(3)法規制システム自体の品質とエンフォースメント（法規制の執行）についての、コストと効果の間のバランスが取れた、高度で強靱、かつ透明性が高く効率の良い市場インフラとしての法規制システムの構築、であると思います。

そして結論的に言えば、結局、その中核としての「プリンシプルの支配」を前提とした確かな法規制システムの体系を、システムの思考とマネジメント的発想をもって、官と民の総力を挙げて創造することであるということだと思えます。

その努力の積み重ねによってはじめて、わが国の市場の信頼回復と、公正な価格形成を中心とする高度な市場機能の発揮が可能となる。そしてそこから数々のイノベーションも生まれるに違いないのではないのでしょうか。

次に、包括性はタテの統合、横断性はヨコの統合、と書かせていただいたのですが、ちょっとその説明をしたいと思います。これは提言-2に書いてあるのですが、今回の3年前に出したグランドデザインのポイントとして、規制機関自身が服すべき規制原則と、金融サービス業

者の服すべき業務原則，プリンシプルの確立，英国では規制原則が七つで，業務原則が11ですけれども，そういうものと同様のものが日本でも必要ではないかということも含まれております。

提言－2. 包括的・横断的市場法制の グランドデザインのポイント

- 規制原則と業務原則（プリンシプル）の確立
- 有価証券等にかわる，新たな投資物件概念の確立
- 業者行為ルールの横断化・柔構造化
- （受託者責任の横断化）
- 市場ルールの横断化・柔構造化
- 市場の番人（規制機関）の横断化
- エンフォースメント（法執行）ルールの横断化と確立
- 金融消費者ADRシステムの横断化と確立
- （補償制度の横断化）
- 競争とイノベーション促進型の法規制体系への横断化

包括性↓タテの統合 横断性→ヨコの統合

2000年金融サービス市場法（FSMA）では，規制主体としての金融サービス機構（FSA）が負うべき7つの規制原則（プリンシプル）が，その中に謳われている。

その七つとは，①FSAの資源の効率活用，②認可業者の経営者の責任，③規制のコスト・ベネフィットのバランス，④規制業務におけるイノベーションの促進，⑤金融サービス・市場の国際性と英国の競争力の維持，⑥FSAの行為から生じる反競争的効果の最小化，⑦認可業者間の競争促進である。

FSAはまた，自身に適用できると考えられる一般に認められた良きコーポレート・ガバナンス原則を考慮して，職務を遂行しなければならないとされる。

また，FSMAの規制体系をベースとして作成された「FSAハンドブック」のなかの「5つのブロック」の最初のブロック（ハイレベル・スタンダード）における重要なモジュールの一つを構成する「11個のアイテムからなるすべての業者のための業務原則（プリンシプル）」については，規制主体である金融サービス機構（FSA）のルールのなかに次の通り謳われている。

- ①インテグリティ（高潔性・一体性・首尾一貫性）ある業務遂行義務，
- ②適正な技能・注意・精励義務，
- ③内部統制システム構築義務，
- ④財源維持義務，
- ⑤市場行為規範遵守義務，
- ⑥顧客公正取扱義務，
- ⑦顧客に対する明快・公正で紛らわしくない情報提供の義務，
- ⑧顧客および第三者との利益相反管理義務，
- ⑨顧客の適合性確保義務，
- ⑩依頼人資産保護義務，
- ⑪規制機関に対する協力および情報開示義務。

この流れは，EU憲法条約などのEU基本法にも共通している。そしてその両者に共通するのは，形式や表面にとらわれず，極力背後にある実質（substance）と原則（principles）を重視しようとする姿勢である。

単行本「金融サービス市場法制のグランドデザイン」P.191-192犬飼論文よりの抜粋

包括性↓タテの統合 と書いてあるのは，プリンシプルから，法律から，執行の話から，補完システム，補償制度等の話まで，一気通貫で考えないといけないのではないかという意味である。包括性，タテの統合という言葉を使わせていただいているわけです。

横断性→ヨコの統合というのは，今まで縦割りになっていたものを統合する。業者行為ルー

包括的・横断的金融市場法制の制定に向けたアクションプラン（2005年春時点）

	銀行	証券	その他商品	保険
1. ホップ 2000年 金販法実現済	(金販法)	(金販法)	(金販法)	(金販法)
2. ステップ 2007年 実現目標				
3. ジャンプ 2009年 実現目標	包括的・横断的な 『日本版金融サービス市場法制』			

ルの横断化、柔構造化等々です。エンフォースメントルール、ADR（裁判外の紛争解決制度）の在り方についても当てはまります。

私自身は、金融消費者にとってのADRシステム等がきちっと確立しないまま銀・証分離政策をなくすということには反対です。そうすると、思わぬヴィジョンなき破壊ということになりかねないのではないかと。ADRシステムというものがきちっとできない限りは、とにかく規制を緩和すればいい、撤廃すればいいのだということにはならないと思います。

ホップ・ステップ・ジャンプという言葉ですが、東大の神田先生から、いろいろなところでこのホップ・ステップ・ジャンプという言葉が宣伝していただいたのですが、われわれの研究会でホップ・ステップ・ジャンプという言葉を使ったのが最初です。

当初の提案通り、2007年には、本当に金融商品取引法ができてよかったなと思っております。われわれが2005年に提言、提案させていただいたものが、ほぼ実りました。これは金融庁のご尽力の賜物であると思うのですけれども、やはりそのあと2009年、できるかどうか、今からでは疑わしいわけですが、より包括的、横断的な

日本版金融サービス市場法制を目指さないといけないのではないかという思いは、いまだに変わっていません。

その時には、2009年というのは2010年までに、EUでは域内の市場をもっとも進んだ使いやすい先端的な競争力のある市場にすると宣言しているということも踏まえて、それより1年前にということを書いたのですけれども、やっぱり2010年、11年あたりを目標に、もう一段の高みを目指して行く必要があるのではないかと考えているところです。

【プロ向け市場 公募/私募 リテイル/ホールセール】

次に、プロ向け市場をつくるという話についてです。金融庁から2008年のはじめに出てきたプランによれば、プロ私募の開示規制のあり方を一部見直して、よりプロが使いやすい市場をつくるという話があります。これは、我が国のプロ市場の振興にとって、非常に重要な注目すべき前向きの動きであると思います。

市場型間接金融の主体者はプロである。本当にそのとおりなのですが、日本はどうもアメリカの制度の影響を強く受けていて、公募でなかったら私募、私募というのは少人数私募とプ

口私募の二つで、それ以外は全部公募なのだという事になっております。

では、私募市場で転売されたら、それは違法だからやってはいけないことなのでしょうが、転売制限があるものを転売したらだめなのですが、転売してしまったらどうなるのかというと、どうなるかわからないというのが、現在の日本の法制です。神田先生は、転売した瞬間に公募になるという整理がいいのではないかと報告書にお書きになっておられますが、アメリカから導入した、公募と私募という現在の日本の分け方自体が本当にいいのかという、本質的な疑問があります。

簡単に言いますと、ヨーロッパでは、公募市場、私募市場という言い方をあまりしません。どういう言い方をするかというと、リテイル市場とホールセール市場という言い方です。リテイル市場というのは個人向けに販売する市場、それに対してホールセール市場というのはプロの間の話です。

また、ここで重要なのは、プロの間の話というのは、本質的に、日本国内だけの話ではありません。たとえば、イギリスのシティ・オブ・ロンドンの市場というのは、最初から国際的な市場なのです。「内外市場一体型のオフショア市場」がイギリスの市場だと言ってもいいかもしれませんが、そこに参加している人は、英国の居住者をはじめ世界各国から集まってきているのであり、それらの人々がそこで証券を発行し、仲介をし、売買をし、投資をするということでやっているわけです。

そういう厚みのあるプロの市場、すなわちホールセールの市場というものが、実は日本にはありません。

日本にはないという言い方は、少しおかしいのですけれども、では、プロというのは何かというと、日本では、従来から、形式的に、個人ではない金融機関の数だけ実はプロと見なされる人（適格機関投資家）がいるということはあるのですが、必ずしも本当のプロかどうかはちょっとわからないということがあると思いま

す。

そういう、ホールセール市場とリテイル市場をきちっと分けなければいけないという話をちゃんと整理しなければなりません。

そして、それを突き詰めて行くと、海外も含めた市場のあり方を追求せざるを得ないということになると思います。ただ、そこまでの話は、まだ政府関係者のなかでも、2007年のアジア・ゲートウェイ戦略会議など官邸や金融庁など、いくつかの会議で議論されるまで、あまり行われていなかったのではないかと思います。

【必要な3つの市場インフラ改革】

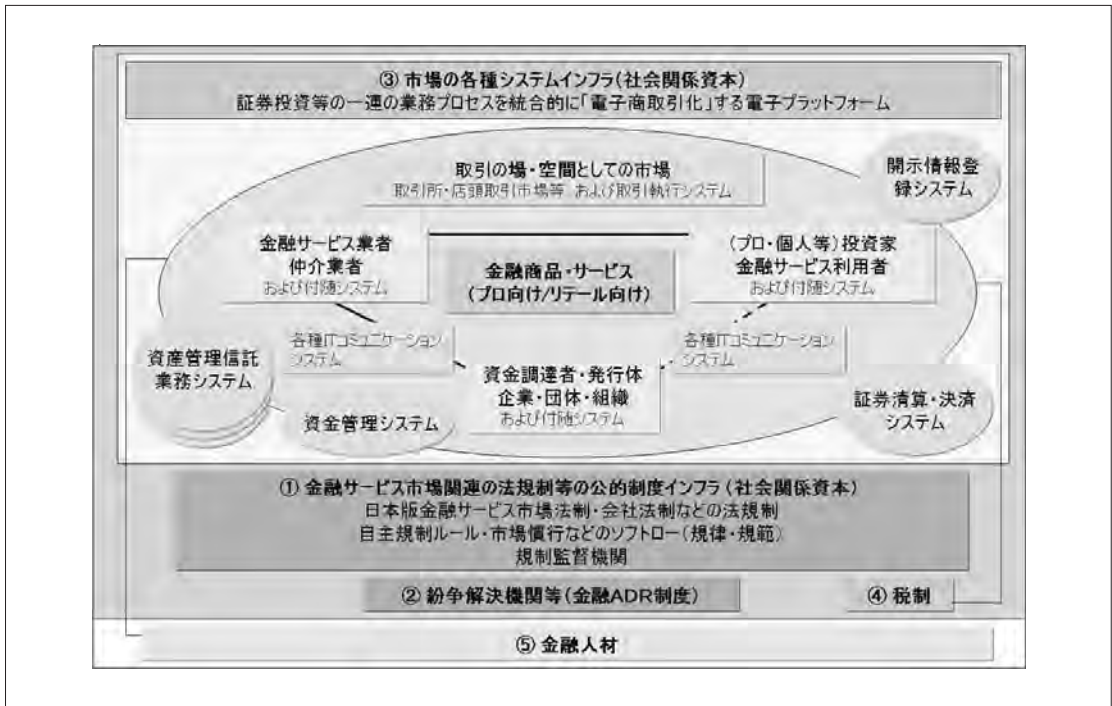
日本でも、英国とヨーロッパの経験にもっと学ぶ必要があると思われませんが、実際、我が国においても、証券資本市場法制や会社法制など、市場と市場参加者に適用されるべき法制度の議論も重要なのですが、(1)法規制制度や自主規制システム、(2)純然たる法規制制度以外の関連システムとしての裁判外紛争解決手段のあり方、そして(3)各種の市場インフラのあり方、そういう三つのあり方を一緒に考えていくということが、ぜひとも必要なのではないかと思います。

我が国の金融資本市場をもっといい市場にしていくには、これらの3つのことを複合的にバランス良く考えていく必要があるということなのです。

つまり、法律をひとつひとつ良くするというのも重要ではありますが、日本とアジアは市場全体としてバランス良く市場インフラを良くして行って、地域間競争を戦えるような、市場の高質化を達成しなければなりません。

その市場の高質化の効果については、当たり前ですけれども、(1)取引費用の削減による経済効率の向上と、(2)法的公正の貫徹による市場と市場取引への信頼の高まり、ということがあるわけです。

したがって、そういうことも踏まえながら、プロ向けホールセールとリテイルの市場の区別を認識しつつ、(1)法規制や自主規制の制度まで



含んだ法規制システム体系自体の高度化、高質化(2)第三者型の実効性ある裁判外の紛争解決(ADR)制度の確立、そして、(3)これは金融庁、東京証券取引所、証券保管振替機構等も熱心に取り組んでおられることですが、取引所、あるいは決済制度、各種の関連野ITコミュニケーションシステムなど、市場に付随するさまざまなシステムインフラの3つを、バランスよく見直していき再構築する必要があるということです。

【金融サービス市場の構成要素】

上の図に、金融サービス市場の構成要素を示させていただいておりますが、1番が法規制等のインフラです。2番目は紛争解決制度、3番目は各種のシステムインフラ、そういうものをきちっとバランスよく整備していくということが重要です。4番目は税制、5番目は金融人材ということで、この五つがそろわなければいけないということですが、今日は主として1から3についてお話をさせていただいております。

次に、金融資本市場改革のマトリクスということで、これは国内ホールセール市場、国内リテール市場、クロス・ボーダー市場の三つについて、法規制、そして紛争解決制度、種々のシステムインフラ、そういうものをどういうふう改善していったらいいかをマトリクスで考えないといけないのではないかと示しております。

【金融資本市場改革のマトリックス】

	①法規制システムの高度化・高質化	②実効性ある紛争解決制度(ADR)創設	③種々のシステムインフラの見直しと構築
クロス・ボーダー市場 ユーロ市場と同等の機能を持つ市場	これまで、考えが及ばなかった。	(EU及び英国FOSの経験に学ぶ必要あり)	これまで、考えが及ばなかった。アジア資本市場協議会(CMAA)では、AIR-PSM(Asian Inter-Regional Professional Securities Market)創設を提言。
国内ホールセール市場	プロ市場が必要との声が高まっているが、プロ市場(=ホールセール市場)は、本来グローバル(クロス・ボーダー=Inter-Regional)な性質を持つ。金融は決め事の世界であり、その設計は、政策当局の意思と方針に依存するのであり、今後の制度設計に当たっては、国内の市場だけを前提としてはいけない。適切な制度設計と民間のイニシアティブによるホールセール市場の振興により、市場の信頼を取り戻す必要あり。	基本的に対象外	プロ市場が必要との声が高まっているが、プロ市場(=ホールセール市場)は、本来グローバル(クロス・ボーダー=Inter-Regional)な性質を持つ。その設計は、政策当局の意思と方針に依存する。国内だけの従来型の各種システムの限界を認識する必要がある。日本は、アジアとともに成長する必要がある。アジアに開かれたプロ市場と市場インフラの創設が必要。
国内リテイル市場	各種の規制コストの増大への対処方法の確立が必要。政府による法規制、業界の自主規制、そして実効性ある紛争解決制度(ADR)創設などとの併せ技により、市場の信頼を取り戻す必要あり。	より横断的で包括的な金融ADR・オンブズマン制度が必要。金融ADR・オンブズマン研究会では、日本市場に適用可能な、新しい紛争解決制度について、研究中。	

【AIR - PSMとCMAA】

“AIR - PSM”，何のことかおわかりにならないかもしれませんが、これはアジアにプロの市場をつくろうではないかという提案です。

これはアジア資本市場協議会(CMAA)で提案しておりまして、実は慶応大学の池尾先生にこのAIRという名前を付けていただいたのですが、正式なフルネームは、Asian Inter - Regional Professional Security Marketです。

要するに、日本に、あるいはアジアにこれだけの資金、貯蓄があって、その資金が投資に向かう時に、その仲介機関も決済機関も欧米、

また例えばユーロ債を出すときの準拠法も英国法だし、市場仲介インフラ関係はほとんど全部アジアの外にあります。しかし、発行体だけでなく投資する人も、かなりの部分はアジアにいます。なぜ発行体と投資家がアジアにいるのに、仲介機関、仲介システムが欧米、特にヨーロッパに行かなければいけないのか。それと同じことをアジアのなかでできるようにするべきではないか。それがアジアに必要なプロのマーケットではないかということです。

これは、そもそもアジア債券市場構想から出た話ではあるのですが、債券だけの話ではなくて、株も同じように考えられるのではないかということで、そのマーケットのグランド

デザインについて、これからさらに考えていこうと、今頑張っているところです。

【欧州市場】

ところで、この市場のシステムインフラの見直しという意味で言うと、ヨーロッパが今すごいことになっております。ヨーロッパはEU単一市場等に適用されるべき原理原則「プリシプル」の構築・適用と、それをベースにした各種の「スタンダード・セッティング」でも先進国なのですが、法制度でも先進国ですし、SEPA (Single European Payments Area) とか、ターゲット2、ターゲット2ー・セキュリティズとか呼んでいますが、域内に適用されるべきトレードとコミュニケーションのシステム、資金証券の決済システム等々の見直しも含めて、域内の市場関連のシステムの見直しに、この10年大変な努力をし、市場参加者が協力して、新しいものをどんどんつくっているという状況があるかと思うのですが、どうもそういう議論から日本は取り残されてしまっているのではないかなと感じます。

わたくしの見るところ、英国のシティの経験が、今行われているEUの金融資本市場インフラの構築のためにフルに動員されておりまして、明確な理念の下で、使い勝手がよくコスト的にも競争力のある市場作りに、欧州域内の金融サービス業者と法律家や会計士など市場の専門家ががっちり協力しているという感じがいたします。

早稲田大学の上村先生は、2008年3月15日の講演会で、「FSA（英国金融サービス機構）も証券取引所もテイクオーバーパネルも、FOS（金融オンブズマンサービス）も、みんな業者がカネを出している。だけど、市場でのコストは最小限にして、英国の市場にみんなでお金を呼び込む。こういう知恵がヨーロッパにはあると思います」という趣旨のことを述べておられますが、15年の議論を経たEUの欧州単一市場の育成の考え方も、その延長線上にあると思われま

す。基本的には、業者が直接的な市場関連コストを負担することで、売り手と買い手双方の参加者にとっての市場利用のハードルを低くして、市場の参加者を増やし、結果としてそのコストを回収して十分お釣りがくるような、使いやすく厚みと流動性と信頼感のある市場を域内に構築する、というコンセンサスがあるように思われます。

【米国市場】

アメリカでは今、その辺りが、逆に、大変問題になっているわけです。アメリカの金融資本市場は自由も大きいですが、その自由を維持するための規制のあり方も非常に大掛かりで厳しいものになっております。そこに、今、アメリカの国内市場の規制費用、取引費用、関連の訴訟費用の大きさが、2000年のエンロン・ワールドコム的事件以来、SOX法対応も含めて、さらに大きくなり、大変なことになっている。

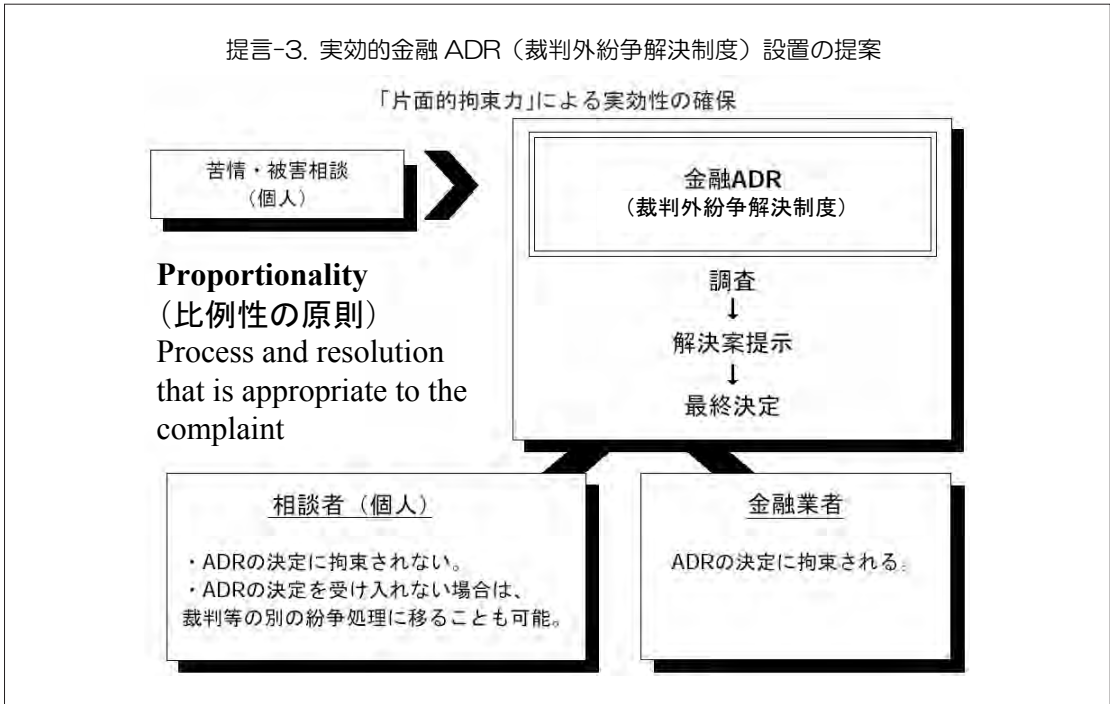
アメリカの国内金融資本市場の、市場参加者にとってのプレイグラウンドないしスタジアムともいえるべき「公共インフラ」としての価値に、大きな疑問符が付きはじめているということだと思います。

そして、金融資本市場と金融機関に対する規制の在り方、政府がこれまでとってきた政策自体も、サブプライム問題を契機として、改めて問われているということだと思います。

ということで、アメリカの市場では、われわれが感じるよりも悲壯感というか、危機感はずっと大きいのではないかと思います。

先日も、私はその危機を表したレポートを書かれたお一人であられるハーバードロースクールのハル・スコット先生にもお会いしてきましたが、彼らは非常にペシミスティックであります。アメリカは大変に苦しんでいるということが言えるのではないかと思います。

【金融ADR】



提言3の実効的金融ADR（裁判外紛争解決）制度設置の提案については、連続講演会の第一回（NIRA研究報告書 金融資本市場インフラ改革への構想Ⅱ）で詳しい内容のお話をさせていただきましたので、簡単に触れることにしますが、実は裁判外の紛争解決制度というものは日本では非常になじみがありません。2007年、一般のADR基本法（促進法）ができました。それは認証制度でADRの信用を高めることに非常に貢献する非常にいい法律だと思うのですが、このまま放っておくと何が起きるかという、縦割りのベースのままでいろいろなADRが乱立する可能性もなしとしない。

本来は何のためにADRがあるのか、あるいはオンブズマンと言ってもいいのですが、オンブズマンと言っても、皆さんがおそらく思っておられる市民団体等が運営されるオンブズマンとは別のものです。本来、非常に公的なものとして、裁判の制度を補完するものとして、小さいけれども個人にとってみれば、相手の金融機関にしる、医療機関にしる、どこにしても問題

を抱えて、これをなんとかしなければいけないという状況が起こったときに、ちゃんとそれを一生懸命聞いてくれて、そして現実に関心につながる、あるいはお金を損しても、100%戻ってこないかもしれませんが、いずれにしてもその個人なり、零細の企業等の方々が納得して解決に至る、そういう紛争解決の制度が必要ではないかと思う次第です。

これは、日本は司法的な紛争解決手段、公的なものが発達しています。裁判も使い勝手がよくなっているし、仲裁制度もそれなりによくなっている。それぞれ現場ではそういう改善が行われているわけですが、全体として見た場合には非常に使い勝手が悪い。金融機関など金融サービス業者がつくったADRが、日本には現在18あるのですが、全体としては非常に使い勝手が悪い。

たとえば、銀行がつくっておられるADR機関は、問い合わせ件数は年間4万件ありますけれども、実際に紛争が解決した件数は、たとえば去年の場合2件しかなかったとか、ではその

間、どこへ行ってしまったのだろうという話になるのですが、泣き寝入りなのかわかりません。

とにかく市場の信頼というのは、それに参加する個人ないし主体者の人たちの市場に対する、あるいは金融機関等、仲介機関等に対する信頼が非常に重要です。そういう意味では、金融機関内部における苦情対応システムの充実と、それでも対応できない場合のためのADRないし裁判外の紛争解決の制度というものが、非常に重要である。

これは実は日本ではあまり知られていないし、あまり見直しされていませんが、1月19日に早稲田大学で金融庁の大森課長に来ていただいて講演をしていただいて、その最後に、2008年をADR元年にしたいとおっしゃっていただきましたので、一緒にこれからいろいろやっていけるのではないかと考えているところです。

ここで大事なのはProportionalityという言葉です。比例性の原則です。Process and resolution that is appropriate to the complaint, 何のこともちょっとこれだとわかりにくいかもしれませんが、個人が関係する、とにかく規模の小さい争いに対して、それを全部裁判に持っていったら大変です。やっぱり、小さい紛争であれば、アバウトであっても解決を優先しなければいけないもの、そういうものがたくさんあるということです。

本来このProportionalityの原則というのは、EUの大原則である補完性の原則と一緒に使われたものなのですが、規制や紛争解決の制度というものは、あまりにも仰々しすぎたり、必要以上のパワーを持ったりしてはいけません、か、そういうことを示しているわけです。

実際に解決が必要になっているそれぞれの紛争のありようによって、それに対応する手段も、つりあっていなければいけない。そういう原則なわけですが、それがプリンシプルの一つということです。それは非常に納得がいくプリンシプルで、私は非常に重要な概念ではないかと思うのです。

そういうことで考えた場合には、今の金融機

関等がそれぞれの業界・業態ベースでおつくりになられている縦割りの18ある金融ADRは、中には優れたものもありますが、全体としては、このプリンシプルに照らしてみた場合には、非常に不満足で不十分です。そんなことが言えるのではないかと思います。

これは、2007年の9月に、ヨーロッパに行って金融オンブズマンの世界大会に出てきて感じたことでもあります。日本はイギリスのまねをすればいいということではありませんが、イギリスのまねをして、あるいはイギリスに触発されて、EUの各国、そして旧ブリテッシュコモンウェルズの各国のなかで、そういうオンブズマンないしは金融ADR、より包括的横断的なものがどんどん今できつつあります。しかも任意のものが法定のスキームに切り替わってできつつあるということもあります。

英国では、日本の保険業法に近いものが1980年代のはじめにできまして、それで規制が厳しくなることを嫌った保険業界が、自ら進んで任意の第三者型の金融ADR、すなわち保険オンブズマンを立ち上げたというのが、イギリスにおける金融オンブズマンの第1号であるということを示し添えておきたいと思っています。

いずれにしても、ヨーロッパではEUが進んでその制度を導入し、各国に広めようということになっておりまして、イギリスのオンブズマンの方たちはそれを全面的にサポートしているということで、世界中からそれを学びに来ている人もいます。また、小さいのですけれども、アメリカにも実は金融オンブズマンというか、銀行オンブズマンというのがあります。そういうこともあります。

【公正競争促進への業法の理念の根本的転換】

提言の4として、公正競争促進への業法の理念の根本的転換が必要であると提言しました。業法の理念というのは、長い間、業者を競争させないためのものであった。もともと、それぞれの業法と、それを作りメンテナンスするお

提言-4.横断的公益事業法制の提案

独禁法		事業法		
あらゆる事業分野に一般的に適用される競争の基本ルールを定める一般法		特定の事業分野にのみ適用される競争の特別のルールを定めるもの		
競争阻害行為が発生した場合に規制を加える、事後規制が中心		競争を積極的に促進するための規制と、競争阻害行為について、その発生未然防止を図るための事前規制が中心		
	従来	現在	今後	長期的将来展望
事業法(業法)	競争をさせないための事前規制(競争回避的で事前規制中心)	過渡的なものとしての競争促進的な事前規制	独禁法と事業法とは競争促進という共通の目的の実現のために相互補完関係にある	撤廃を視野に入れる
独禁法	競争阻害行為に規制を加える事後規制(事後規制で競争促進的)	同左	独禁法と事業法とは競争促進という共通の目的の実現のために相互補完関係にある	競争促進目的の実現は、競争阻害行為が発生した場合に事後規制を行う一般法としての独禁法に一本化する
市場法(横断的・包括的)	不存在	同左	事業法の改組で対応	公益的課題に対処する競争中立的な(市場法制的)制度を構築

役所と、そのお役所の規制と行政指導に服する業界・業態とがセットになって、これら3つが上下に並ぶ縦割りの構造でありました。

つまり、法律とお役所とがドッキングして、セットになって、それと同時に縦割りの業態、業界がセットになっていました。

そういう3点セットの縦割りのなかの業法のあり方、そのなかでは競争しないようにすることが目的であった業法のあり方というのが、これからどういうふうに変わっていかなければいけないかを研究しました。

詳しくは以下をご覧ください。業法の理念というのがこれから変わってくるだろうということで、独禁法との関連も含めて同時に見直しをやったということです。

ということで、大変雑駁な話でしたが、以上にさせていただきます。ありがとうございます。

(2008年1月16日の早稲田大学での犬飼の講演内容をもとに、加筆修正)